

別紙

棚倉森林管理署 笹原森林事務所荷物運送業務仕様書

本仕様書は、棚倉森林管理署 笹原森林事務所移転に伴う物品及び文書の輸送及びそれに付帯する作業に関する仕様書である。

この仕様書に記載されていない事項については、受注者（以下、乙という。）は、発注者（以下、甲という。）に指示を受けるものとする。

1 業務名称 棚倉森林管理署 笹原森林事務所荷物運送業務

2 作業箇所 輸送元

福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町3-7

棚倉森林管理署 笹原森林事務所

輸送先

福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21

塙町役場別棟1階 笹原森林事務所

3 履行期間 (1)履行期間 自：契約締結日の翌日

及び 至：令和8年3月30日（月）

作業期間等 (2)作業期間 自：令和8年3月23日（月）

至：令和8年3月27日（金）

(3)作業時間 8時30分から17時15分とする。

4 作業計画 乙は、甲と協議のうえ、作業日程を確定し、甲の承認を受けること。

5 作業説明の日 原則実施しない。

時及び場所 ※見積提出希望者からの要望があり、発注者との日時の合議が調った場合、開催することができるものとする。

6 運送物品等 輸送元にある物品、文書等（別紙_笹原森林事務所引越荷物内訳参照）
なお、梱包に使用した資材は、全て乙が廃棄するものとする。

7 作業条件 (1)突発事案が発生した場合、事案関係所属の移転は原則として中止又は変更する。

この場合、乙は、作業日程の変更等の措置を甲と協議して決定する。

(2)乙は、許可なく作業場所以外に立入らないこと。

(3)乙は、1名以上の作業責任者を置き、甲と綿密な連絡を取りながら作業の計画・準備、その他必要な作業に従事させること。

(4)乙は、第三者及び車両、その他の関係する者の安全確保に努めること。

- 8 養生 (1)乙は、作業に伴い、既存建物及び工作物等に汚染・損傷を与えないよう適切な養生を行うこと。なお、汚染等与えた場合には在来に倣い直ちに復旧すること。
(2)乙は、作業完了後、速やかに養生の撤去及び養生設置箇所の清掃を行うものとする。ただし、甲の指示する場合は、当該指示によるものとする。
- 9 梱包資材等 (1)養生を含めた運送作業に必要な資材は、乙が準備するものとする。
また、必要な資材の費用は、乙が負担するものとする。
(2)移転後、不要となった資材は、乙が速やかに回収、処分すること。
また、後日、回収する場合は、1回限りとする。
- 10 梱包開梱作業 梱包及び、開梱作業及び配置作業は甲が行う。
乙は、梱包に必要な段ボールを令和8年3月6日（金）までに上記2作業箇所_輸送元へ届けること。
準備する段ボールは、Sサイズ：縦30cm、横40cm、高さ30cm程度（3辺合計100cm）を50個とする。
また、作業期間前に上記の個数では使用する段ボールが不足していることが判明した場合、乙が準備し輸送元へ届けること。
- 11 留意事項 (1)運送物品等に破損、損傷を与えないよう作業を行うこと。
(2)作業中に予想される降雨等天候の変化に対し、十分な対策を講じること。
- 12 安全確保 乙は、本作業に当たり、誘導員等を配置するなどして、搬出・搬入来庁舎等の第三者、車両及びその他の関係する者の安全確保のための対策を講じること。
- 13 事故対策 乙は、法令を遵守するとともに、事故防止に万全を期すること。
なお、次の各項の事故が生じた場合は、乙の責任と負担で対処すること。
(1)第三者、来訪者、甲の職員及び、その関係者、乙の作業員の人身事故。
(2)作業車両等によるすべての車両事故。
(3)敷地内通路の縁石、植栽及び、建物とこれに付随する設備に対する事故。
(4)移転物品等に関する事故。

(5)その他、乙の管理責任に帰する事故。

14 遵守事項

乙は、次に定める各事項を遵守すること。

- (1)本作業従事者は、第三者が本作業従事者であることが明らかに認識できること。
- (2)作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (3)指定場所以外での喫煙は禁止し、防火に特段の留意を払うこと。
- (4)本作業遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5)乙は、正当な理由がない限り梱包を開梱し、または勝手に抜見しないこと。
- (6)移転時に使用する車両等はアイドリングストップを励行すること。

15 秘密保持

- (1)本作業に関係する資料は、本業務、その他甲の指定した目的以外に使用しないこと。
- (2)作業期間中に業務上知り得た事項については、履行期間中はもとより作業終了後も第三者に漏らさないこと。
- (3)甲の所有する一切の情報（電磁的記録を含む）を、甲の許可なく庁舎外に持ち出さないこと。
- (4)本仕様書に係る資料は、甲の許可なく、方法の如何にかかわらず複製・複写しないこと。

16 報告事項

乙は、本作業に関して、次の事項を甲に報告すること。

- (1)各種作業の開始前、本作業当日従事する人員数、車両数、作業順序及び変更事項の有無について
- (2)作業の内容、物品等に不測の事態あるいは事故等が発生した場合における内容、経過及び措置について

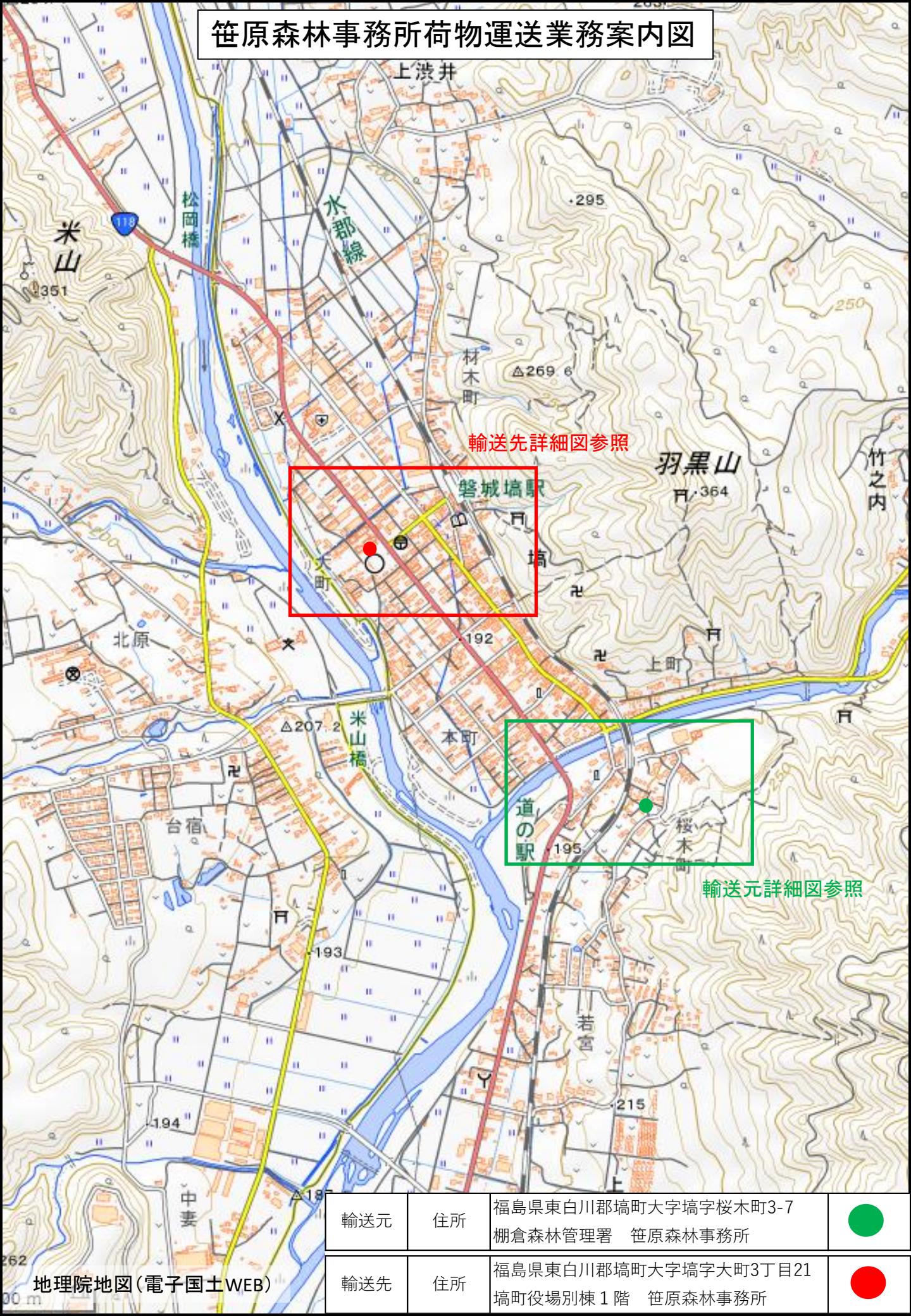
24 連絡体制

- (1)乙は、本作業を円滑に遂行するため、契約締結日の翌日から本作業における連絡責任者を指定し、甲との連絡体制を確立させること。
- (2)乙は、作業当日、従事者全員に甲の指示が伝わるよう連絡体制を確立させること。

25 完了検査

作業が完了したときは、甲の検査を受けること。

笹原森林事務所荷物運送業務案内図



輸送元	住所	福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町3-7 棚倉森林管理署 笹原森林事務所	
輸送先	住所	福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21 塙町役場別棟1階 笹原森林事務所	

輸送元 詳細図

道の駅「はなわ」

笠原森林事務所

地理院地図(電子国土WEB)

輸送元

住所

福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町3-7
棚倉森林管理署 笠原森林事務所



輸送先 詳細図



地理院地図(電子国土WEB)

輸送先

住所

福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21
塙町役場別棟 1 階 笹原森林事務所





輸送元 塙町大字塙字桜木町3-7 笹原森林事務所
道路側



輸送先 塙町大字塙字大町3-21 塙町役場別棟 1階 笹原森林事務所

【別紙】 笹原森林事務所引越荷物内訳

保管場所	品目 番号	品目	現有荷姿	サイズ_外形 (W×D×H) cm (概ねの値)	個数	備考
事務室内	52	プリンター		50 × 60 × 50	1	
	53	複合機		52 × 50 × 36	1	
	54	電話機		25 × 17 × 23	1	
	55	電話機		16 × 20 × 10	1	
	56	シュレッター		25 × 36 × 56	1	
	57	冷蔵庫		48 × 43 × 110	1	
	58	食器棚		60 × 41 × 91	1	
	59	テーブル		75 × 70 × 65	1	
	60	テーブル		85 × 85 × 71	1	
	61・62	両袖机		160 × 70 × 73	2	
	63	片袖机		120 × 70 × 73	1	
	64	スチールキャビネット		41 × 73 × 74	1	
	65~67	オフィスチェア		58 × 55 × 90	3	
	68	ファンヒーター		47 × 37 × 45	1	
	69	壁掛け時計		直径36cm×5cm	1	
住居部内	1~50	書類	段ボール	30×40×30 (3辺合計100cm)	50	受注者が段ボールを準備
	50・51	書棚		90 × 53 × 180	2	
倉庫	70~77	タイヤ (ホイル含む)		215 60R16	8	

(案)
請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

棚倉森林管理署長 佐藤 健司 殿

受注者 住所
氏名

1. 件 名 棚倉森林管理署笹原森林事務所荷物運送業務

2. 作業場所 輸送元 福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町3-7

笹原森林事務所

輸送先 福島県東白川郡塙町大字塙字大町3丁目21

塙町役場別棟1階 笹原森林事務所

3. 契約期間 令和8年 2月 日から (契約締結日の翌日)

令和8年 3月30日まで

4. 作業期間 令和8年 3月23日から

令和8年 3月27日まで

5. 作業時間帯 8時30分 から 17時15分 まで

6. 契約代金額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)

上記の業務について、次の各項を誠実に履行のうえ請け負います。

第1条 別紙の仕様書に基づき、作業期限内に完了いたします。

第2条 業務については、監督職員等の指示に従います。

第3条 業務が完了したときは、直ちに通知して検査を受け、検査に合格したときは遅滞なく目的物を引渡します。

ただし、引渡し前において生じた損害はすべて当方の負担とします。

第4条 検査の時期は、完了の通知を受理された日から起算して、10日以内に願います。

第5条 契約代金は、引渡し完了後に適法な支払請求書を受理された日から起算して30日以内に支

(案)

払いください。

第6条 履行期限内に業務が完了しないときは、期限の翌日から完了の日までの日数に応じ契約代金額につき年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額を損害金として納めます。

ただし、天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるよう願います。

第7条 次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除されても異議なく、また、契約を解除されたときは、契約代金額の1／10に相当する額を違約金として納めます。

(1) 自己の責に帰する理由により履行期限内に完了することができないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 関東森林管理局署等随意契約見積心得の各条項及び本請書の各項に定めた義務の履行を怠り、または違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

第8条 損害金及び違約金は、貴官が支払うべき代金額と相殺されても異存はありません。

特約条項

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、請書の提出をもって誓約します。

様式第1号（第3条）

見 積 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

ただし 棚倉森林管理署笠原森林事務所荷物運送業務の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 見積年月日 年 月 日

2 件 名 棚倉森林管理署笠原森林事務所荷物運送業務

3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

棚倉森林管理署長

佐藤 健司 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項を記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

〔平成23年12月19日23関経第161号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて〕

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れました見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。
ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。
- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。